

地下の正倉院 平城宮第一次大極殿院のすべて 第2期展示木簡

第1期	一〇月二〇日(土)	一一月四日(日)
第2期	一一月六日(火)	一一月八日(日)

木簡は三期に分けて展示します。

I 大極殿院の時代

【造営期の木簡】

8 役人の履歴書風の木簡

(三三七次 整地土出土。『平城宮木簡』七 以下略) 一一二八五

癸卯年太宝三年正月宮内省 入カ 四年

年慶雲三年丁未年慶雲肆年孝服

(長さ二七四四・幅三〇四・厚さ四四) ○一九型式

役人の履歴書風の内容を記した珍しい木簡。具体的な名前はわからぬが、ある下級役人が「癸卯年」、「太(大)宝三年」(七〇三)に宮内省に入省してから、「丁未年」、「慶雲肆(四年)」(七〇七)に「孝服」により一時辞職するまでの経歴が書かれている。「孝服」の下に文字はなく、また裏面も空白のままだから、記載すべき履歴は元々ここまでだつたものと思われる。

「孝服」とは、親の喪に服すること。律令では、父母を亡くしたときは一年間の喪に服し、官人は一度職を辞さねばならないことになつていた(喪葬令服紀条・仮寧令職事官條)。

「癸卯年」や「丁未年」は、干支年と呼ばれる年の書き方である。干支とは、十干(甲乙丙丁戊己庚辛壬癸)と十二支(子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥)を組み合わせて六〇通りのパターンを作

りだすもので、これを順番に当てはめて、日にちや年を表すのに用いる(年の場合、この干支が一巡することを「還暦」という)。
8の場合、干支と年号が併記されている。日本では、七世紀にも「大化」「白雉」「朱鳥」などの年号が用いられたとされるが、その使用期間は限られていた。それが八世紀最初の年である七〇一年に年号「大宝」が定められ、以来今日の「平成」まで一度も途切れず使用され続けてきることになる。8に見えるような干支年との併記は、年の記載を年号に改めた直後の過渡的な記載方法である。

9 丹波国から納められた白米の荷札2

(九一次、整地土出土。一一三〇七)

(表) 丹波 「國カ」 「負 千 部カ」
 (裏) 納 白米五斗 里 卒一俵
 和銅三年四月廿三日

(長さ二四四・幅一九四・厚さ四四) ○二三型式

丹波国(今の京都府中部と兵庫県東北部)から納められた白米五斗の荷札。郡・里を記した部分は表面が剥がれてしまつてゐるが、近くから見つかった二点の木簡(一期展示2、三期展示15)はともに氷上郡石負里(今氷上郡石生と柏原町を含む地域)からのもので、9も「里」の上の字は「負」と考えて矛盾はない。貢進者は異なるが、地名+貢進者名+「納白米五斗」十年月日、と

いう書式は共通している。また、9と15は月日が四月廿三日で同一、2と9は年が和銅三年で同じである。これらは同じサトから同じ和銅三年四月廿三日付けで納められた荷札の可能性がある。

10 尾張国から納められた米の荷札

(九一次、整地土出土。一一三〇一)

(表) 尾治国海郡鳴里人
(裏) 海連赤麻呂米六斗

長さ一八四mm・幅二二mm・厚さ三mm ○五一型式

尾張国から納められた米の荷札。六斗を単位とする米の貢進は庸としてのもので、明記はないが庸米の荷札とみられる。当時の六斗は今の一斗七升、約四〇キログラムにあたる。米の荷札には、10のよう下端を尖らせる特徴的な形をとるものが多い。

「尾治国海郡鳴里」は、「和名抄」の尾張国海部郡志摩郷(海部

郡は今の愛知県津島市周辺。志摩郷の位置は諸説ある)にあたる。

古代の地名表記は、和銅六年(七一二)に良い意味の漢字二文字に統一するよう命じられた(『続日本紀』同年五月甲子(二日)条)が、それ以前はかなりバラエティーに富む用字が行われていた。「尾治」は尾張国の古い表記としてよく見られるものである。また「海郡」も、裏面の「海連赤麻呂」を参照すれば、「部」を書き落とした訳ではなく「海」一文字で「あま」と読まる意図だったのだろう。里(郷)名の「鳴」(→志摩)とあわせて、これらが二文字表記に統一され、定着してゆくのである。

11 播磨国から納められた俵の荷札

(九一次、整地土出土。一一三一一)

(表) 明郡葛江里
(裏) 丹人部由毛万呂俵

長さ一三九mm・幅一九mm・厚さ三mm ○一一型式

木簡をよむ5

三点の丹波国氷上郡石負里の荷札

2915の三点の丹波国(の荷札は、貢進地・書式・日付など、多くの共通点があり、互いに相補いつつ多くの興味深い事実を教えてくれる。ここでさらに注目したいのは、三点が同筆とみられることがある。

これらが同じ人物の手で書かれているとすると、貢進者は2は氷部某、9は千口部口牟、15は笠取直子万呂とばらばらであるが、これらの荷札を作ったのは白米を納めた当人たちではないことになる。どこかで貢進物を取りまとめて荷札を作り括り付けるという、当時の租税納入のあり方が浮かび上がってくる。さらに、それらがごく近くの場所から出土したことは、同じ地域から納められた米が一緒に保管され、また消費され、そして荷札が捨てられたことをも示している。木簡を単体ではなく「群」として捉えるとき、その物語るところが何倍にも膨れあがるという好例である。

なお、三者の裏面の一文字目を見比べて見るのも面白い。まったく同一の書式を探るなかで、2は「俵」、9は「納」、15は「白」からあとを裏返して裏面に記載を続けていく。つまり、裏面へ移る箇所がそれぞれ一文字ずつずれているのである。貢進者名の文字数の影響もあるが、これらの木簡の書き手は、表面を無駄なくめいっぱい使うことを重んじ、意味の区切りは二の次としたらいい。

俵に付けられた荷札木簡。上下両端とも緩く山形に成形しているが、下端は表面が焦げ付いている。単に「俵」としか記されないが、米俵であろう。11・12のよう税目を記さない米(俵)は、年料春米(諸國の正税を搗精し都に送る米)の場合が多い。
「明郡葛江里」は『和名抄』の播磨国明石郡葛江郷(今の兵庫県明石市藤江周辺)にあたる。「葛江」は、木簡でも「藤江」と表記されることがある(『平城宮木簡』一一二七四九)。「明」は、和銅六年(七一二)に地名表記の統一が命じられるより前の表記。「月」を並べる字体で書かれているので「朋郡」と讀んでしまい

そうになるが、これは「明」の異体字である。すなわち、「明」

一文字で、「あかし」と読ませたとみられる。

貢進者の姓「丹人部」は不詳。「丹比部」の誤記の可能性を考えるが、一文字目は字形から「身」の可能性も皆無ではない。その場合は「身人部」となつて意味は通るが、最終画の「ノ」を書かない字形の「身」は今のところ確認できない。

12 讀岐国から納められた俵の荷札

(九一次、整地土出土。一一三三八)

綾郡宇治部里宇治部阿弥俵

長さ一五三mm・幅二一mm・厚さ四mm ○一一型式

俵に付けられた荷札の木簡。「綾郡宇治部里」は『和名抄』の讀岐國阿野郡氏部郷(今の香川県坂出市加茂町)にある。単に「俵」としか記されないが、米俵であろう。¹¹²のよう、税目を記さない米(俵)は年料春米(諸国の正税を搗精し都に送る米)の場合が多い。

12には「部」が二つ書かれている。いずれも片假名の「ア」や「マ」のような字形をしている。これは「部」の旁「フ」だけを取り出した略字で、古代では「部」はこのように書かれることがむしろ多かつた。しかしよくみると、上の字は二画目をしつかり止めて「マ」のように、下の字は二画目をまっすぐ下に引き「ア」のように書いている。「部」は、七世紀には「ア」の形で書かれることが多かつたが、八世紀になると徐々に「マ」の形へと変化していく。¹²は大極殿院と内裏との間の整地土下層から出土したもので、一緒に見つかった木簡からも、奈良時代のごく初期、平城宮造営期のものと考えられる。一つの木簡に二つの字形が混在するのはやや珍しいが、二種類の「部」が見られることは、七・八世紀間の過渡的な時期の木簡であることをよく示している。

13 人名を落書きした角材状の木簡

(九一次、整地土出土。一一三三八)

(右側面)車持若麻呂

(表) 車持若麻呂

長さ一一九mm・幅二五mm・厚さ二〇mm ○六五型式

「くるまもちのわかまろ」 という人名のみが書かれた木簡。おそらく習書(広い意味での字の練習)と思われる。

幅二五ミリメートルに対し、厚さが二〇ミリメートルと、角材のよくな珍しい形をしている。また下端は円錐形に加工されている。文字が表面と右側面にのみ書かれ、裏面と左側面を使用しないまま廃棄されているのも不思議である。手許にあつた端材に手なぐさみに文字(自分の名前?)を書きつけ、全面を埋める前に飽きて捨てたものであろうか。

文字は、お世辞にもうまいとはいえないクセの強い字形である。また「持」の偏と旁が縦方向にずれるのは七世紀風の特徴といえるが、一括して出土した木簡は和銅二・三年(七〇九・七一〇)頃の時期のものに集中しており、¹³もその頃のものであろう。なお、「車持」は、氏族の由来などをまとめた『新撰姓氏録』(弘仁六年(八一五)成立)によると、雄略天皇の時代に興を供進したことに基づく名であるという。

【楼閣名の見える木簡】

21 東西楼閣のことが書かれた木簡²

(九七次、堰状遺構SX八四一一出土。一一八九九)

造東高殿□□□□□

〔飛驒工カ〕

長さ(一一二)mm・幅(二二二)mm・厚さ三mm ○八一型式

「東高殿」の造営に関わる木簡。「飛騨工」は飛騨国（今岐阜県北部）出身の木工職人集団のこと。その下の八文字目は「廿」または「卅」と思われ、全体の文意は「東高殿の造営にあたる飛騨工三〇（または三〇）人」ということになる。

飛騨国は、古くから優秀な木工職人を輩出する地域として著名であつた。その由来は明らかでないが、租税に関する事柄を定めた賦役令によれば、飛騨国では庸・調などの通常の租税が免除され、かわりに木工職人（＝「匠丁」）とその炊事の世話をなどをする「廐丁」を出すこととなつていて（斐陶國條）。平安宮の事例ではあるが、貞觀一八年（八七六）の大極殿焼失後の再建事業に際して、飛騨工八〇人が動員されていることも確認される（『日本三代実録』元慶元年（八七七）四月九日条）。

「高殿」は重層の建物のことで、20（一期展示）や22（3期展示）にもみえる。見つかった位置や、同時に出土した木簡の年紀から考へると、これらの木簡の「高殿」は、天平年間初期（七三〇年頃）に大極殿院の南面築地回廊に増設された東西樓閣を意味するどみられる。21は「東」と断つてゐるからそのうちの東樓を指す。大極殿院にさらなる偉容を加える東西樓閣の工事のため、エキスパートの木工集団が動員された様子が見てとれる。

28

衛門府から鴨を進上する木簡

（三三七次、西楼SB一八五〇柱抜取穴出土。一一五〇七）

（表）衛門府 進鴨九翼 風速小月 大石小山 大豆人成
辟田麻呂 大市乎麻呂

（裏）天平勝宝四月廿七日

長さ二〇二三・幅二二三・厚さ三三〇三三型式

【樓閣掘立柱抜取穴の木簡】

29

授刀所の竹の付札

（七七次、東楼SB七八〇柱抜取穴出土。一一四一七）

授刀所 小竹七十

長さ一二七三・幅一八三・厚さ四三〇三三型式

授刀所に納める小竹七十本に付けられた札。

授刀は授刀舎人のことで、天皇の身辺護衛を担う武官である。慶雲四年（七〇七）に初めて置かれ授刀舎人寮に属した（第一次授刀舎人）が、神龜五年（七二八）の中衛府への改編によつて中衛舎人になつたと考えられる。その後、天平一八年（七四六）に騎舎人を改める形で授刀舎人が再置され（第二次授刀舎人）、天平勝宝八歳（七五六）には四〇〇人を定員として中衛府に管轄

衛門府から鴨九羽を進上する、という内容の木簡。衛門府は、平城宮を取り囲む大垣に開く朱雀門以下の宮城門を警備する軍隊。「風速小月」以下の五人は、実際に進上にあたつた衛門府の衛士（＝諸国の兵士を都の警備用に上京させたもの）たちであろうか。

裏面の「天平勝宝四月」は「天平勝宝四年四月」と書こうとしたところを間違えたものか。その場合28は鴨と一緒に進上された本物ではなく、書き損じのために捨てられた失敗作である可能性が高くなる。

なお、西樓と対をなす東樓の柱抜取穴からも「衛門府」と記された木簡が二点出土している（24（一期展示）と34（三期展示）。両者は双子のようによく似た木簡である）。このことから大極殿院南辺付近で衛門府が何らかの活動を行つていたことが推測されるが、本来宮城門の警護が職務であるはずの衛門府が何故この地で活動していたのか、また具体的にはどのような作業に従事していたのか、はつきりとはわからない（詳細は1期解説シート24をご参照ください）。

されるようになる。そして天平宝字三年（七五九）の授刀衛設置に伴いこれに属し、天平神護元年（七六五）の授刀衛から近衛府への改編によつて近衛舎人に改称されるという変遷をたどる。

「授刀所」という組織は史料に見えないが、東西樓閣の抜取穴の木簡の年代（天平勝宝四、五年（七五一、三））は、第二次授刀舎人の設置後、授刀衛設置までの間にあたり、この間の授刀舎人を管轄する機構の名称だった可能性が考えられよう。

小竹は細い竹。『延喜式』には六月と十二月に行う御贋みあがものといふ天皇・中宮・東宮の穢れを祓う儀式に用いる小竹の規定がみえ、径二分（約六ミリメートル）、長八尺（約一・八メートル）とあり、山城国から貢進することになつていた（四時祭式上御贋条、臨時祭式御贋小竹条）。²⁹の小竹は、授刀所用ということからみて、天皇に関わる祓えの儀式に用いる祭祀具用、または竹製品の素材用ということにならう。

30 天平一九年の年紀のある題籤軸

〔三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五一九〕

天平十九年

長さ（九八）■・幅（一九）■・厚さ（五）■ ○六一型式

題籤軸は、役所で日常的に用いる文書・帳簿の綴りを巻いて保管するための簡易な軸で、頭に内容を摘要するためのインデックス部分（題籤）を作り出すのを特徴とする。軸部分が折れやすいため、完全な形で見つかるのは稀で、³⁰のように軸が僅かに残る状態や、題籤だけの状態で見つかる場合が多い。頭を丸く整形したり、角を落としたりする加工を行うこともあるが、³⁰は頭を丸く整形してはいるものの加工は粗く、幅も題籤軸としては狭いため、比較的粗雑なつくりという印象を受ける。

「天平十九年」（七四七）は、この題籤軸に巻かれていた文書・帳簿の年代を示す。使い始めを意味する場合もある。文書・帳簿名を記すのが普通だから、現在は文字を確認できないが、反対面

にも文字が書かれていた可能性がある。

題籤軸は文書・帳簿が不要になるまでは保管される。³⁰が東西樓閣の抜取穴から見つかった木簡の平均的な年代（天平勝宝四、五年（七五一、三））よりもやや古いのはおそらくそのためであろう。

31 鮭の片児の付札

〔三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五三七〕

納片児

長さ（九六）■・幅（二〇）■・厚さ（四）■ ○二二三型式

端正なつくりの小型の付札。文字も丁寧な楷書で書かれている。「納」は物品名の前に付けて、内容物が「納」以下の品物であることを示す。

「片児」の「児」は魚卵のこと。これだけでは魚種の特定は困難だが、類例を調べると、「雌□〔鮭カ〕一隻 納諸児」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』三一、三四頁上段〈以下、城三一、三四上のように略記〉。二條大路木簡）や「御贊鮭 无児」（『木簡研究』二一、三五頁。長岡宮跡出土木簡）など、いずれも鮭の児（筋子）の事例である。筋子は一対からなり、「諸」が全体、「片」がその片方を指すのであろう。

32 薪の付札

〔三三七次、西樓SB一八五〇〇柱抜取穴出土。一一五三五〕

薪薪廿前寺

長さ（一二七）■・幅（三六）■・厚さ（三）■ ○五一型式

左右から緩く削つて下端を丸くへラ状に尖らせているが、木簡の上部から削り出しを始めている点で、やや異形の印象を与える

形状の木簡である。

意味のまともとりにぐいが、「薪廿」が薪の数量であるのは間違ひなさそで、「薪の荷物二〇個」の付札と解しておきた

木簡をよむ 6

木簡をどこまでよむか?

「薪廿」に続く「前」は、単位として用いられる言葉ではある。しかし、類例のほとんどは机を数える場合である（机以外ではわずかに鶴と鴨を数える例のみ）。一方、薪の単位として知られるのは「束」「荷」のみである。冒頭の「荷」が気になるところである。語順が逆転しているのだろうか。あるいは、「荷薪」として「荷物の薪」と解釈する余地もあるだろう。さらに、異形の形状も合わせて考えると、上端が二次的に切断されていて、何らかの物品の記載の単位部分が「荷」として残つた可能性も考え得る。

この木簡の最大の謎は、それよりも実は最後の「寺」である。「寺」は役所の意で用いることがあるが、平城宮ではあまり考えにくく、文字通り寺院の意味で理解すべきだろう。そうであるならば、寺用の薪と解するのが自然だが、どこの寺なのだろうか。固有名詞を付けずに区別できるのはどうしてなのだろう。

勿論、全体が單なる落書きという可能性も皆無ではない。しかし、それは最後の手段である。ここで考えておきたいのは、ある場所を「寺」に見立てた可能性である。例えば、平安時代、御斎会という正月仏事のとき、大極殿は仏殿に変身する。仏事を挙行する空間を寺と呼ぶわけである。平城宮内のいすれかの場所で行われた仏事に関わるところのである。僧侶の供養（食事）や燈火に薪は不可欠である。落書きとして見捨ててしまうか、想像の翼をはためかせるか、何とも悩ましい限りである。

45 帳の付札

（一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六八二）

（表）南方帳長十一尋
（裏）二布副

長さ一三六寸・幅二三三寸・厚さ六寸 ○一一一型式

帳とばりは間仕切りや目隠しに用いる布製のカーテン状の調度。「南方帳」は南面を限るための帳のことと、長さが十一尋（約一九・八メートル）とある。裏面の記載によれば、二枚に分かれていたらしい。

同時に「西方帳」と書かれた同大の付札も見つかっており（『平城宮木簡』七一一二六八一），こちらは長さ十尋（約一八メートル）とある。方形の区画とすれば、東西一九・八メートル、南北一八メートルのやや横長の区画を限るための調度の一部といふことになる。何らかの儀式に伴うものであろう。

46 内舎人用の物品の付札

（三一六次、西大溝SD三八二五A出土。一二七五五）

内舎人

長さ二九三寸・幅二六寸・厚さ六寸 ○五一型式

三〇センチメートル近い比較的大型の木簡だが、文字は三文字しか書かれていません。「内舎人」は中務省に属し、宮中の警備や行幸の際の護衛にあたる天皇の従者。内舎人用の何らかの物品に付けられた付札とみられるが、具体的な物品名や用途は不明。

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六一九)

忍勝火廿五人死一
三□

長さ一〇六■・幅(三四)■・厚さ三■ ○八一型式

火は、兵士の生活・行動上の基本単位となる一〇人から構成される集団のこと。労役に徵発された正丁の行動単位の名称にも用いられた。

「忍勝」は火の統率者の名（姓は不詳）で、彼が統括する火（彼の名を冠して「忍勝火」と呼ばれている）の構成員二五人のうち、死亡者が一人いることが書かれている。但し、彼が統括する火の構成員が二五人いる理由はよくわからない。

48 膳部所の見える木簡

(九二次、池SG八一九〇南岸堆積土出土。一二五九三)

(表) □□ 膳 部 所 申 年 分 器
(裏) □□ □□□□□□□□□□ 膳
(署印) □□□□□□□□□□□□
〔ナトウタガタ〕

長さ(三七五)■・幅(一六)■・厚さ七■ ○八一型式

膳部所は斎王（伊勢神宮に奉仕する未婚女性皇族）の食膳を担当する役所。斎宮寮被管で神亀五年（七二八）に置かれた。同時に見つかった木簡は養老・神亀年間（七一七—七二九）のもので、48も同時期のものとすれば、養老五年（七二一）に斎王井上女王（首皇子（後の聖武天皇）の子。後に光仁天皇皇后）が北池辺新造宮で潔斎を始めているのが注目される（『政事要略』卷二四所引「官曹事類」逸文）。北池辺新造宮の所在地を考える手がかりになるかも知れない木簡である。

49 但馬国から納められた米の荷札1

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六五二)

(表) □□国二方郡□斗郷□□里
(裏) 刑部多祁米五斗

長さ一七三■・幅二〇■・厚さ四■ ○三二型式

但馬国二方郡久斗郷（郷名の二字文字目は「口」が残り、「宮」の可能性がある。今の兵庫県新温泉町北部）からの白米の荷札木簡。米は五斗で納められる場合（白米）と、五斗八升または六斗で納められる場合（庸米）が多い。整地土出土木簡の場合、同じ地域の荷札が集中して見つかることがあり、この木簡の場合も但馬国二方郡の荷札がまとまつてみつかっている（49のほか、3期展示59と、『平城宮木簡』七一—六五二）。さて、悩ましいのは、人名が「刑部多祁米」か「刑部多祁」か、という点である。公開中の木簡データベースでは、「刑部多祁」という人物で、「米五斗」がひとまとまり、とみている。だが、「米」を省略して「人名十五斗」とする荷札は多いし、「米」で終わる人名もあり得る。

さらに、この人物は何をした人なのか。通常、白米は地方の倉庫に備蓄された米（稻や穀の状態で保管）を擣いて都に運んだと考えられている。すると、この人物が米を納めた人、と断定するのは早計かもしれない。たとえば、米を擣いた人かもしれない。となると、「多祁米」という人名で、最後が「め」となる女性名ならばおもしろい（春米は通常女性の仕事）のだが……。

裏面に天地逆に書かれた文字に「」が付けてあるのは筆跡が異なるためである。実はこちらの方が先に書かれたものである。充分には読み取れないが、文書木簡の日付の下に書かれる役人の位署の部分で、名を自署しているらしい。つまり、文書木簡を利用して、現在表としている膳部所の記載が書かれたことになる。

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六五四)

伯耆国相見郡巨勢郷雑腊一斗五升 養老□年十月

伯耆国相見郡巨勢郷（今の鳥取県米子市・伯耆町付近）からの「雑腊」の荷札。「腊」は干物をいい、「雑腊」は「くさぐさのきたい」、すなわち何種かの干物の取り合わせ、という意味になる。ただし、この「腊」というのはなかなかくせ者である。続きは木簡をよむ7をご覧ください。

51 蒜の荷札

(一七七次、整地土下層木屑層・炭層出土。一二六六九)

大井里蒜一斗

長さ一八三四・幅二五四・厚さ六四 ○三三三型式

大井里からの蒜の付札。大井里がどこかは不明。蒜は、ニンニク・ネギなどの総称とされる。ニンニクは特に大

蒜と表記されることもある。『万葉集』では、酢醤油〔ひじきす〕に蒜を搗いたものを和えて調味料にして、鯛を食べたい、とう歌があり(巻十六、三八二九)、薬味として利用されていた様子がうかがえる。野蒜とみる説もあるが、「搗き和える」ということだから、たたいてつぶして薬味にしていると考えられ、葉の部分の利用ではない様子である。野蒜に限らずニンニクの可能性も含めて考えてよいだろう。

武藏国から蒜を籠に入れて貢進した際の木簡が出土している(城二九、三二下)。その場合、武藏国と平城京の距離を考えると、野蒜よりも、ニンニクの可能性が高いかもしれない。大井里から、わざわざ今まで付けて送つてきている様子から考えると、この木簡の蒜も、ニンニクの可能性を考えておきたい。

木簡をよむ7
「腊」とはなにか?

「腊」を辞書で引くと、内臓も含めてそのまま干した「丸干し」のこととされる。一方、実際どういうものが「腊」に加工されているか、木簡の事例を調べてみると、獸肉では鹿・猪、鳥肉では雉、また単に「央(肉)」「鳥」とするものがある。魚介類は豊富で、タイ・イワシ・コノシロ・アワビ・フナなどがみられる。イワシの丸干しは想像できるが、猪や鹿の丸干しとなるとちょっと想像が難しい。すると、単に動物や魚介類の「干物」という意味だった可能性が考えられよう。だが、「干し肉」を指す「脯(干矣)」という文字も古代の史料に登場し、「腊」と「脯」を列挙する木簡(城二四、六下)もある。「煮腊年魚」なる品物も登場する(城二九、三四下ほか)。この場合は「煮年魚」とほぼ同義と考えられる。今日、川魚の焼き枯らしは、はらわたのついたままの魚を焼き枯らすが、「煮千年魚」も丸々加工したのだろう。単に「干」とするよりも「腊」を用いることで「丸ごと」という点を強調したのかもしれないが、意味的には「干」でも「腊」でもほとんど変わらないといえよう。長岡京出土の木簡には「鰯丸腊」とあり、もし「腊」が丸干しという意味であれば、「丸」が重なってしまう。この場合も単に「干物」を指しているように見える。

一方、木簡には「味腊」なる品目も登場する。格別にうまみのある腊という語義で、材料はタイ・イナダなど、産地は新鮮な「贊」を貢進する地域の事例が目立つ。さらに「切」という切身らしい單位で数える例もあり(城三九、一五上)、尋常一様の「干物」ではない。腊の形状は、串刺しにされていた事例(城一二、一二下)もあるが、箱にしまっている事例(『平城京木簡』一一一七一七。城二四、六下)もあり、また籠に收めている事例(城二三、一二下)もある。分量は、容積で数える場合が多い。

かれこれ考えると、「腊」は「丸干し」も含めて幅広く「干物」を指す可能性がある一方、加工方法に何らかの特徴があつた可能性も考えておいた方がよいだろう。今後の「腊」研究の進展が期待される。

II 西宮の時代

【西宮の時代の木簡】

64 西宮の正月仏事用の錢の付札
(一四〇次 SD一〇三二五出土。一二四九五)

(一四〇次 SD一〇三二五出土。一二四九五)

(表) 西大宮正月仏 御供養雜物買残錢

(裏) 一貫五百六十文 油五升 正月十六日添石前



長さ一六六mm・幅二〇mm・厚さ六mm ○三二型式

錢の付札。西宮での仏事のためのさまざまな物品の購入に充てた予算の残りの錢に付けたもの。この木簡の「西大宮」は、第一次大極殿院の跡地に建てられた宮殿「西宮」を指すとみられ、称徳・道鏡政権下の木簡である。

木簡からみると、古代の予算執行はおおらかである。行事ごとに、まとまつた錢が用意される。必要な支出がなされ、記録されていく。そして、区切りが付いた段階で、支出項目と残った錢の照合、決算が行われる(城二二、一四上の木簡など)。錢・予算は、正倉院に伝わる古文書の例などからは、もう少し複雑な動きのようにも見えるが、木簡で見る限りこうしたシンプルな管理が行われていた。

さて、こうした事務作業で、錢に付けられた木簡には、最初に準備した金額、それに支出記録が書き込まれていく。だが、この木簡で支出項目にあたりそうなのは裏面の「油五升」だけ。一貫(一〇〇〇文相当)五六〇文という膨大な額が残っているにしては、買い物が少ないようと思う。また、上記のような処理の場合、最初から「残錢」とは書かない。一方で、残った錢に付けるだけであれば、支出記録を書く必要もないよう思う。最初の総額が

書かれず、支出記録だけ書くというのもおかしい。一回締めた後にもう一度油を買つてしまつたのだろうか。

なお、正月の仏事というと、平安時代に正月八日から七日間行われる御斎会が思い起される。しかし、御斎会は大極殿を会場として行われたので、称徳天皇の御在所で行われたこの木簡の「正月仏御供養」が御斎会であるかどうかは定かではない。

65 アワビの付札2
(四一次 中央大溝SD三七一五出土。一一九七九)

蒸鮑壳籠々別卅貝

長さ一四八mm・幅二四mm・厚さ三mm ○五一型式

蒸しアワビの付札。「貝」という考え方から考えて、アワビを殻付きのまま蒸したものであろう。海産物を記した、こうした小型の剣先型(○五一型式)木簡は、志摩国からの贋(天皇の食料)に付けられたものである可能性が考えられている。

66 雜魚の干物(楚割)の付札
(四一次 中央大溝SD三七一五出土。一一九八二)

雜魚楚割一籠

長さ一二〇mm・幅二五mm・厚さ三mm ○五一型式

雜魚の楚割の付札。「楚割」は、魚の身を縦(背骨と平行の方に向)に裂いて干した干物と考えられる。楚割は、背骨と平行の方に向に割くため、身が薄くならず、また小骨のたぐいも避けやすい。一方、加工の手間が多い。

「雜魚」は、「種々の魚」という意だから、何種類かの魚の楚割が一つの籠にまとめて入れられていた、ということになる。楚割に加工される代表的な素材は「サメ」で、三河湾の入口に浮かぶ

蒸しアワビのパラドックス

65の木簡を改めて読んでみると、奇妙な点に気付かないだろうか。上から順に読んでいくと、「蒸しアワビが一籠、籠ごとに三〇個のアワビ」。一籠しかないのに「籠ごとに」というのはどういう訳か。

木簡で「別」で詳細を記す事例を調べてみると、いずれも、例えば「二籠々別六斤」(城三一、三五下)のように、その前は複数である。一籠しかないのに、「籠別」というのはおかしい。一籠しかない場合で、内容物を示す時には、たとえば「一籠納六斤」(平城京木簡)三四九五五)のように「納」字を使う事例がよく見られる。

こうした奇妙な書きぶりになつてゐる理由は何だろう。例えば、機械的な作業の結果、という想定はいかがだろう。作らなければならぬ木簡はたくさんある。そこで、決まり切つたパターンでどんどん書いていく。だから、「籠だらうと」、「二籠だらうと」、「籠別」と書いてしまう。もしかしたら、「々別卅貝」は他の部分より筆が速く見えるから、手分けして書いていたのかも知れない。とにかく、重要なのは品目と数だから、それ以外はひたすら事務的に作つていて。だから、一籠でも「籠別」となつたのではないかという仮説である。

いつたいこの木簡はどこに付けられたのか。籠に付けられたなら、「一籠」というのは変だ。籠に直接つけるなら、「蒸鮑」という品目と後半の「卅貝」だけで十分なはず。実際そういう木簡もある(城三一、三四下など)。この方が志摩の贊木簡に特徴的な書きぶりに近い。

となると、この木簡が志摩の贊に直接付けられていたものではない可能性も浮上する。宮内で管理用に作成された木簡だらうか。そういう場所につけられてゐたかと想像すると、三〇個の蒸鮑を入れた籠をさらに包んだ袋か藁芭などに付けられていた。蒸鮑の付札とはいうものの、蒸鮑からはずいぶん遠い位置にあつたことになる。

だが、そんな外側に付けるにしては小さいし、切り込みをいれてちゃんと紐で括らなくて大丈夫だつたのだろうか。単なる付札でなくもう少し別の使い方かもしれない……、いやもうやめにしましよう。

いわゆる「三河三島」から贊として納められるものが有名。サメ以外では、鰯・須々岐・赤魚・毛都・宇波賀などが楚割に加工されている。この木簡の場合、はたしてこれらのメジャーナ楚割が何種類か入つていても、文字通り雑多な魚の楚割が区別されず入つていていた可能性が高いであろう。

なお、「一籠」のような場合の「籠」を、奈良時代には「」と読んでいたらしい。「一籠」以外に「一古」と表記されることも多い。

70 クラゲの付札

(一五七次、中央大溝SD三七一五出土。一一九八二)

水母二斗三升

長さ(五五)^四・幅一六^四・厚さ四^四 ○三九型式

クラゲの付札。二斗三升は今約一・八リットル。

木簡で水母の産地がわかるものはいずれも備前国(今の岡山県東部)。「延喜式」にも水母を贊として納める規定があるが(宮内式諸国例貢御贊条)、ここでも備前国からの貢納品となつていて。木簡での水母の分量は、二斗・二斗三升・二斗八升・九斗五升である。一般的には、二斗・三斗の間が、水母の貢進の単位だったのだろう。干しクラゲ等に加工して運び込まれたと考えられる。

71 イリコの付札

(四一次、SD五五六四出土。一二四八〇)

熬海鼠

長さ一二七^四・幅一七^四・厚さ三^四 ○五一型式

イリコの付札。イリコは、乾燥させたナマコ。内臓を取り除き、塩水で湯通したのちに乾燥させる。木簡から知られるイリコの産地では能登國が目立ち、他には志摩國の事例が一例ある程度。今日でも、能登半島のイリコは特産品として名高いという。

乾燥させたのに「ナマコ」というのは、違和感のある表現だが、本来「」と呼ばれて干されたものが「いり」「」、生のものが「なま」「」だったが、ナマのものが日本で通常の食品になつてゐる。

木簡をよむ⑨

木簡の型式番号

木簡の形状を示す手段として、「型式番号」というものを用いてゐる。木簡の大きさを示す数字の次に書いてある、三桁の数字が「型式番号」である。

木簡70は「〇三九」型式とされている。「〇三*」というのは、切り込み（紐をかけるためと考えられる）があるグループ。「〇三一」は上下両方に切り込みがあるもの、「〇三三」は普通は上部に切り込みがあり、下端部を尖らせたもの、「〇三九」は、切り込みがあるが上下どちらかが折れてしまつてゐる（だから折れている方がどのような加工になつていてわからぬ）もの、という決まりで表現している。

だが、この木簡を見ると、上も下も折れている。しかし型式番号は「〇三九」で、切り込みがあり、上下どちらかが折れている、というものである。ちょっとおかしいのではないか。

そこで、よくよく木簡を見ていいただきたい。すると上端部は確かに折れているのだが、左右は斜めに削つてあつて、中央の部分だけが折れている。この形から推測すると、上はとんがつていて、それが折れたか、切り込みがあつてその切り込み部分で折れたか、どちらかにないそうだ。さらに、右上端部分をよく見ると、刃物が食い違つた痕跡がわずかに残つてゐる。これは、切り込みを作るときによく発生する現象だ。

というわけで、この木簡はもともと上に切り込みがあり、その切り込みの部分で折れたものだと判明する。一方、下側をみると、こちらはごく普通に割れてしまつてゐる。かくして、「〇三九」型式と相なつたわけである。

【木簡が見つかった遺構】

大極殿院西楼周辺整地土 (8)

第一次大極殿院造営当初に施された整地土。大極殿院内のうち、磚積擁壁南側の内庭広場から南面築地回廊にかけて広がる。木簡は、整地土に紛れ込んだ單発的な状態で、計一四点出土した。

大極殿院東南隅外側整地土 (9 10 11 12 13)

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、檜皮などとともに、二一二点（うち削屑一四二点）出土した。

堰状遺構SⅧ四一一 (21)

後述の中央大溝SD三七一五に付設された堰状遺構で、一边約4mの不整形を呈する。位置は、中央区朝堂院東第一堂の北端の東にあたる。木簡は、一三八点（うち削屑三四点）出土した。

西樓SB一八五〇〇 (28 30 31 32)

第一次大極殿院南門の西、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設された樓閣建物。桁行五間、梁行三間の総柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計一四五点（うち削屑一二四七点）出土した。

東樓SB七八〇一 (29)

第一次大極殿院南門の東、南面築地回廊内側に天平初年頃までに増設さ

いつたために「ナマコ」の語が主流に変化していくものと思われる。似たような言葉の変化として、「め」と呼ばれた海藻のうち、新芽を指す「ワカ」「メ」が、「め」全体を指す言葉に置き換わつて例があげられよう。

品目だけが書かれ、分量すら記されていない。平城宮内の物品管理用ラベル、もしくは志摩国等からの贊の荷札、と判断されきてゐるタイプの木簡である。雰囲気としては、魚屋店頭の値札に限りなく近い。最低限必要な情報を端的に表示すると、時代を越えてよく似た雰囲気になるのである。

れた樓閣建物。桁行五間、梁行三間の總柱建物で、内部の柱を礎石建ち、外側の柱を掘立柱とする特殊な構造をとる。木簡は掘立柱の柱抜取穴から計二四〇点（うち削屑一五四点）出土した。

佐紀池南岸整地土（45 47 49 50 51）

後述の池SG八一九〇の南岸、西大溝SD三八二五の西に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地出土の木簡と似た出方をしている。木簡は二七一点（うち削屑六三点）出土した。

西大溝SD三八二五（46）

第一次大極殿院の西辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。後述の池SG八一九〇を起点とし、大きく三時期に分けられている。大極殿院の時期に属するSD三八二五Aは最大幅一・八m、深さ約五〇cmある。SD三八二五Bは、池SG八一九〇の造成に伴つて堤を築いたあと、取水口を東に約七〇cmずらして新たに掘削している。木簡は三時期合わせて二六四点（うち削屑一二七点）出土した。

池SG八一九〇（48）

大極殿院北西側に位置する園池遺構で、遷都当初は谷筋の自然流路であったものを、東西樓閣の増設などの改作と時期を同じくして池として造成したと考えられる。木簡はその造成過程で南岸に投棄されたものとみられ、計三七点（うち削屑六点）出土した。

中央大溝SD三七一五（65 66 70）

第一次大極殿院の東辺を画して南流する平城宮内の基幹排水路の一つ。幅二・一三m、深さ一mの素掘りの溝である。二度の改修の痕跡が認められる。調査は総延長約六〇〇mにわたつて実施されており、木簡はこれまでに一四二〇点（うち削屑九八一点）が出土している。奈良時代を通じて機能した溝だが、木簡には出土地点ごとにある程度の内容のまとまりが見受けられる。なお、70のみは宮南辺近くの兵部省西側の地点で出土した。

中央大溝SD三七一五（64）

中央大溝SD三七一五を西に分流した、幅二・四一ニ・五m、深さ〇・七mの素掘りの南北溝。木簡は二九一点（うち削屑二一五点）出土した。

溝SD一〇三一五（71）

第一次大極殿院東面築地回廊を東西に横切る暗渠に接続する素掘りの東

西溝で、中央大溝SD三七一五に流れ込む。木簡は八点（うち削屑六点）出土した。71はSD三七一五との合流点近くの、SD三七一五の60 61 62 63 65 66 67 68 69 70と近接した場所から出土しており、一連の遺物とみられる。

（史料研究室）

